

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第七十九条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、次の有価証券及び金融機関を指定した件

〔平成十三年一月二十九日 経済産業省告示第五十二号〕

〔改正 平成二十年九月三十日 経済産業省告示第二百八号〕

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第七十九条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、次の有価証券及び金融機関を指定したので、告示する。

一 有価証券

イ 地方債証券

ロ 特別の法律により設立された法人の発行する債券

ハ 全国を地区とする信用金庫連合会が発行する債券

二 社債券

ホ 外国の政府、地方公共団体又は国際機関の発行する債券のうち、本邦通貨をもって表示されるもの

二 金融機関

イ 株式会社商工組合中央金庫

ロ 農林中央金庫

ハ 全国を地区とする信用金庫連合会

附 則 (平成二〇年九月三〇日 経済産業省告示第二〇八号)

第一条 この告示は、株式会社商工組合中央金庫法の施行の日(平成二十年十月一日)から施行する。